

別記第1号様式（第5条関係）

下松市移住支援金交付申請書

年 月 日

下松市長様

下松市移住支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付について申請します。

1 申請者

申請者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	〒		連絡先

＜認定内容＞※該当するものに□をご記入ください

- 1 就業（一般・専門人材）／ 創業／ テレワーク
- 2 単身世帯／ 2人以上の世帯 ※転入する世帯数
- 3 18歳未満の世帯員を帶同して移住する（18歳未満の世帯員の人数 人）

申請額 円				
(フリガナ) 世帯員の氏名		続柄	生年月日 (転入時の満年齢)	下松市における新たな 勤務先（学校）の名称
1			年 月 日 (歳)	
2			年 月 日 (歳)	
3			年 月 日 (歳)	
4			年 月 日 (歳)	
5			年 月 日 (歳)	

2 要件等確認

項目	記載欄	備考
転入日	年 月 日	申請日≤転入日から1年に到達する日
【マッチングサイトの場合のみ】 求人への応募日	年 月 日	マッチングサイト求人掲載日≤応募日
	〒	
【下松市移住支援金交付要綱第3条第1号アに該当する場合】 条件不利地域を除く東京圏における住所の履歴	期間： 年 月 日～ 年 月 日	
	〒	
【下松市移住支援金交付要綱第3条第1号イに該当する場合】 東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県における住所の履歴	期間： 年 月 日～ 年 月 日	
	〒	
	期間： 年 月 日～ 年 月 日	
【23区外→23区通勤の場合】 東京23区への在勤・在学履歴	(社名) (住所)	
	(社名) (住所)	
	(社名) (住所)	
	〒	
(通学期間を移住元として対象期間とする場合)	期間： 年 月 日～ 年 月 日	
【下松市移住支援金交付要綱第3条第1号アに該当する場合】 条件不利地域を除く東京圏の大学等への通学履歴	〒	
【下松市移住支援金交付要綱第3条第1号イに該当する場合】 東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の大学等への通学履歴	期間： 年 月 日～ 年 月 日	
	〒	
	期間： 年 月 日～ 年 月 日	

【テレワークの場合のみ】移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他 ()

(確認事項)

次の事項について御確認の上、申請者本人が☑を御記入ください。

- 別紙1-①「移住支援金の交付申請に関する確認事項」に記載された内容について同意する。
- 別紙1-②個人情報の取扱いに記載された内容について同意する。
- 申請日から5年以上継続して下松市に居住する意思を有している。
- 申請者及び世帯の構成員が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを誓約し、及び暴力団排除のために必要な官公庁への照会を行うことに同意する。
- 【就業の場合のみ】申請日から5年以上継続して当該法人に勤務する意思を有している。

※ 指定がある場合を除き、☑を入れない事項がある場合は補助金の支給対象になりません。

【添付書類】

- (1) 転入者全員の戸籍の附票等、転入をする直前10年間のうち、通算して5年以上の期間、移住元に居住していたことが確認できる書類
- (2) 世帯全員の転入後の住民票
- (3) 交付対象者の就業証明書（別記第2号様式）又は創業補助金の交付決定通知書の写し
- (4) 転入前の在勤地、就業期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる書類（東京圏に居住し、東京23区内への通勤をしていた場合、又は東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の大学等へ通学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の企業等へ就職した場合に限る。）
- (5) 卒業証明書等、通学期間及び卒業校を確認できる書類（大学等に通学した期間を移住元としての対象期間に含める場合に限る。）

①移住支援金の交付申請に関する確認事項

- 1 「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び下松市から求められた場合には、それに応じます。
- 3 移住支援金の申請日から5年以内に、移住支援金の要件確認のため、市が申請者の住所確認を行うことに同意します。
- 4 （就業の場合のみ）移住支援金の申請日から1年後に、移住支援金の要件を満たす職の確認のため、就業証明書を提出します。
- 5 以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に下松市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) （就業の場合のみ）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) （創業の場合のみ）「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領の規定により交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に下松市以外の市区町村に転出した場合：半額

②「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に係る個人情報の取扱い

山口県及び下松市は、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定により適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び下松市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。